接種券の発行申請の際に、基礎疾患等の申告が必要です。

※接種券の申請方法は、この通知の裏面に記載しています。

１８歳から６０歳未満の人は接種券の発行申請が必要です

３回目接種を完了した日から５か月以上経過した「６０歳以上の人」

又は「１８歳から６０歳未満の基礎疾患等のある人」です。

４回目接種の対象者について

**＜３回目の新型コロナワクチン接種を完了した人へ＞**

４ 回 目 接 種 券 の 発 行 に つ い て

◎基礎疾患（下記の疾患）があり通院または入院している人

・慢性の呼吸器の病気

・慢性の心臓病（高血圧を含む）

・慢性の腎臓病

・慢性の肝臓病（肝硬変等）

・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病

・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）

・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）

・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

・染色体異常

・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）

・睡眠時無呼吸症候群

・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

◎ＢＭＩ（体格指数）が３０以上ある人

　　＜計算式＞　ＢＭＩ＝ 体重（kg）÷ 身長（ｍ）÷ 身長（ｍ）

◎新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人

接種の対象となる基礎疾患等について

QRコード

下記の①又は②いずれかの方法で申請ができます。

①インターネット　（２４時間受付）

　　　いばらき電子申請届出サービスで申請する。

https://s-kantan.jp/city-chikusei-ibaraki-u/offer/offerList\_detail.action?tempSeq=29400 ➡

②電話　（午前９時～午後５時　※平日のみ）

　　　筑西市コロナワクチンコールセンターで申請する。

　　　電話番号　０５７０－６６６－１０８

　　　 ※電話がつながりにくい場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

お問い合わせ先

接種券の発送について

◎申請から約１０日程度で発送します。

郵便事情により前後する場合があります。

予約方法等については、接種券に同封のご案内をご覧ください。

◎基礎疾患等の無い方は、接種券の発行申請をすることはできません。

ご自身が４回目接種の対象となるかわからない方は、かかりつけ医にご相談の上、

接種券の発行申請をしてください。



筑西市コロナワクチン接種対策課

電話番号：０２９６－２２－０５０６

接種券の申請方法について

※今後、内容など国において変更される場合があります。

変更がある場合は、市ホームページ等でお知らせします。　　　　　　R4.5.23現在